

平成29年6月9日

株 主 各 位

東京都港区南青山7丁目8番4号
伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役 北本 幸寛
(証券コード：6819)

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月26日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区南青山七丁目1番5号
島根イン青山「パインコート」の間
（後記の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第42期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.izu-sr.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.izu-sr.co.jp/>) に記載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

事 業 報 告

第 42 期 (平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用状況の改善が続き、緩やかな景気回復が続きました。英国のEU離脱問題や、米国大統領選挙の影響もありましたが、日本へ訪れる外国人観光客数は史上最多を更新しております。いっぽう、個人消費については前年同月を下回る動きが続くなど、先行きは不透明感が残る状況となっております。

このような状況の中で、当社が展開するレジャー事業では、経営理念である「ステークホルダーと共に」及びブランドスローガンである「ご来園者の笑顔のために」のもとに、長きにわたって愛される施設作りを目指すべく継続して新たなアトラクションの設営など、ご来園者様の満足感を高める諸策を次々に打ち出しております。エンターテイメント事業では、継続してCM制作受注及びプロモーション受託に努めております。投資事業においても引き続き過去に投資した債権の回収を図っております。リスクマネジメントの観点から事業ポートフォリオの再構築についても適宜検討しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高29億64百万円（前期比6.3%増）、営業利益4億9百万円（前期比33.7%増）、経常利益4億44百万円（前連結会計年度は56百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益4億78百万円（前連結会計年度は26百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

次に事業別の売上状況を以下のとおりご報告申し上げます。

事業別売上実績

期 別 事業別	当連結会計年度 (28. 4. 1～29. 3. 31)		前連結会計年度 (27. 4. 1～28. 3. 31)		前 期 比 率 増 減 率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	
レジャー事業	2,921	98.6	2,636	94.5	10.8
エンターテイメント事業	42	1.4	152	5.5	△72.2
投資事業	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	0	0.0	—
合 計	2,964	100.0	2,789	100.0	6.3

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

以下の事業別状況を個別にご説明申し上げます。

<レジャー事業>

レジャー事業では、以下の売上向上施策を行いました。

伊豆シャボテン動物公園では、元祖カピバラの露天風呂が引き続き来場されるお客様にご好評いただいております。そして、毎年冬至前後に開催いたします「カピバラのゆず湯」が20周年を迎えることができ、多くのお客様に心待ちにさせていただけるイベントとなりました。また、オグロマーモセットやショウガラゴといった新しい動物が仲間入りしております。さらに、インドクジャクやマアラ、ラマなどの赤ちゃんが誕生しており、動物の繁殖にも引き続き力を注いでおります。

伊豆ぐらんぱる公園では、LEDイルミネーション「グランイルミ」が2ndシーズンとし、リニューアルオープンいたしました。体験型イルミネーションと題し、LEDの球数を400万球に倍増させ、「ジップライン～Julie～」や、ロングスライダーなど、アトラクションを楽しみながら多くのお客様にご覧いただくことができました。また、宝探しアトラクション「GOLD RUSH～ソテッチー海賊団の秘宝を探せ！～」や、縦横無尽に回るリングに搭乗する「トルネードスピン」や話題の先端技術であるVRを利用した「バーチャルライドMAGiCa!!（マジか!!）」などの新規アトラクションも続々導入いたしました。

以上の結果、レジャー事業では、売上高29億21百万円（前期比10.8%増）、営業利益3億13百万円（前期比16.8%増）となりました。

<エンターテイメント事業>

エンターテイメント事業では、CM制作による売上、プロモーション受託や当社が保有するコンテンツの二次使用による著作権収入がありました。

以上の結果、エンターテイメント事業では、売上高42百万円（前期比72.2%減）、営業損失18百万円（前連結会計年度は営業損失34百万円）となりました。

<投資事業>

投資事業では、過去に投資した投資有価証券の売却や債権回収を図りましたが、新規投資による売上はありませんでした。

<その他>

その他事業による売上はありませんでした。

(2)設備投資等の状況

総額2億57百万円の設備投資を行いました。これは主に当社子会社である株式会社伊豆シャボテン公園における建物及び構築物等の「ジップライン～Julie～」等への設備投資であります。

(3) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① グループ全体における課題

(ア) 事業ポートフォリオの最適化

当社グループは、レジャー事業、エンターテイメント事業及び投資事業を展開しております。それぞれの事業特性や事業リスクに鑑み、最適な事業ポートフォリオの構築をすることが、中長期的な視野にたった企業価値の最大化に繋がる課題であると考えております。

(イ) コンプライアンスの推進

当社グループは、ステークホルダーとの信頼関係を築いてまいりました。一度の法令違反により、これらの信頼関係を瓦解させ、ひいては企業経営に多大なダメージを与えることとなります。このため、当社は役職員に対し、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の確立を指導すると共に、適宜外部専門家との情報交換を行うことにより、法令・定款違反行為を未然に防止することが重要な課題であると考えております。

(ウ) 人材の確保

人事・賃金制度や研修等の見直しにより、優秀な人材の確保と従業員の成長を図り、今後の雇用環境の変化に対処し、より複雑化・高度化する業務に適切に処理できる組織力を培うことが重要な課題であると考えております。

②レジャー事業における課題

(ア)魅力的な運営施設への改善

伊豆ぐらんぱる公園における「グランイルミ」などの新規設備投資、また老朽化した設備の修繕などを行い、更なる運営施設の全般的な魅力向上に努めることが、集客力の強化の課題となっております。

(イ)インバウンド需要の取り込み

2016年の1年間に日本を訪れた外国人観光客様の人数は前年比21.8%増の2,403万人となっております。今後も増加が見込まれるインバウンド客に対してホームページの多言語化により当社施設の存在や魅力を伝え、多言語による案内看板の設置をはじめとする訪日外客向けの設備を充実させ、旺盛な需要を獲得することが、集客力の強化の課題となっております。

(ウ)イベントの拡充

当社グループの運営施設は様々なイベントを開催しておりますが、ご来園いただいたお客様の顧客満足度の向上を図るイベントだけでなく、そのイベントによって集客を図ることができる話題性のあるイベントなど魅力的なイベントを拡充することが、集客力の強化の課題となっております。

(エ)物販の拡充

魅力的なオリジナル商品の企画開発・販売を行い、各運営施設の売上向上やオリジナル商品の販売を通じての各運営施設の知名度向上を図ることが、集客力の強化の課題となっております。

(オ)接遇などサービスレベルの向上

各運営施設のスタッフによるきめ細やかなサービスの提供を通じて、顧客満足度の向上を図ることが、集客力の強化の課題となっております。

(カ)効果的な宣伝広告の実施

各運営施設は施設コンセプトが異なることから、広告媒体の選別を行い、夏休みや春休み、ゴールデンウィークなど繁忙期に向けてインパクトある効果的な宣伝広告を行うことが、集客力の強化の課題となっております。

③エンターテインメント事業における課題

昨今の厳しい映像業界を取り巻く環境のなか、良質なコンテンツ制作へのニーズはますます高まることが予想されます。このような状況下、良質・効果的なコンテンツの制作力の強化を図り、CM制作の受注増を目指すことが課題となっております。

④投資事業における課題

グループ全体における課題である事業ポートフォリオの最適化のために、短期的なキャピタルゲインのみを求めるのではなく、既存事業とシナジー効果を見込める企業への投資を行うことで、将来の主力事業への育成を図ることが重要な課題であると考えております。

(9) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第39期 (25.4.1~ 26.3.31)	第40期 (26.4.1~ 27.3.31)	第41期 (27.4.1~ 28.3.31)	第42期(当期) (28.4.1~ 29.3.31)
売 上 高(百万円)	2,141	2,535	2,789	2,964
経 常 利 益(百万円)	64	77	56	444
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	93	39	26	478
1株当たり当期純利益(円)	3.65	1.42	0.93	16.80
総 資 産(百万円)	1,177	1,283	1,642	2,106
純 資 産(百万円)	653	802	829	1,303
1株当たり純資産(円)	24.69	28.17	28.87	45.77

(注) 記載金額(1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く)は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

(i) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(ii) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議 決権比率	主要な事業内容
株式会社伊豆シャボテン公園	95百万円	100.0%	テーマパーク等の運営
株式会社FLACOCO	10百万円	100.0%	テレビCMの企画・制作

②特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	帳簿価額 の合計額	当社の 総資産額
株式会社伊豆シャボテン公園	静岡県伊東市富戸1085番地4	159百万円	559百万円

(iii) 企業結合の経過

該当事項はありません。

(iv) 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社に記載の2社であります。

当期の連結売上高は29億64百万円（前期比6.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億78百万円（前連結会計年度は26百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）であります。

(11) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
レジャー事業	テーマパーク等の運営等
エンターテインメント事業	著作権の管理・キャラクタービジネス・テレビCMの企画・制作
投資事業	各事業とシナジー効果が見込める成長企業への投資・育成

(12) 主要な営業所

- (i) 当社本社 (東京都港区)
(ii) 子会社 株式会社伊豆シャボテン公園 (静岡県伊東市)

(13) 従業員の状況

(i) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
108名	8名増

(ii) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	4名増	36.3歳	3.1年

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,475,644株(自己株式20,893株を除く。)
- (3) 株主数 14,705名
- (4) 大株主一覧(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
東拓観光有限会社	2,725,000株	9.57%
ロイヤル観光有限会社	1,950,000株	6.85%
株式会社B E C	1,250,000株	4.39%
株式会社トーテム	1,250,000株	4.39%
有限会社M B L	1,250,000株	4.39%
小島一元	910,050株	3.20%
株式会社ケプラム	700,000株	2.46%
株式会社大富	584,600株	2.05%
山河企画有限会社	420,000株	1.47%
有限会社イナバ産業	394,500株	1.39%

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出し小数点以下第3位を四捨五入しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況(平成29年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 本 幸 寛	㈱伊豆シャボテン公園取締役 ㈱FLACOCO取締役
取 締 役	吉 村 浩太郎	㈱伊豆シャボテン公園代表取締役
取 締 役	金 良 姫	
取 締 役	布 村 洋 一	㈱クラスコンサルティング代表取締役
取 締 役	田 中 久 信	
取 締 役	田 中 正 和	エコナックホールディングス㈱社外取締役 ㈱オーテック取締役（監査等委員）
監 査 役	白 石 孝 誼	
監 査 役	大 月 将 幸	中央弁護士法人代表社員
監 査 役	大 箸 郁 夫	
監 査 役	結 城 昭 二	

- (注) 1. 監査役大月将幸氏は、公認会計士・弁護士の資格を有しており、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役金良姫氏、布村洋一氏、田中久信氏及び田中正和氏は、社外取締役であります。
3. 監査役大箸郁夫及び結城昭二の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役田中正和氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役大箸郁夫氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役大箸郁夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 決算期後の取締役及び監査役の異動
該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 21,825千円 (うち社外取締役 4名 4,800千円)

監査役 4名 5,400千円 (うち社外監査役 2名 2,400千円)

(注) 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人との関係
取締役	布村 洋一	株式会社クラスコンサルティング	代表取締役	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	田中 正和	エコナックホールディングス株式会社 株式会社オーテック	社外取締役 取締役 (監査等委員)	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	金 良姫	当事業年度開催の取締役会には、12回中10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	布村 洋一	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	田中 久信	当事業年度開催の取締役会には、12回中10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	田中 正和	当事業年度開催の取締役会には、12回中10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大箸 郁夫	当事業年度開催の取締役会には、12回中11回に出席し、また当事業年度の監査役会10回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	結城 昭二	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、また当事業年度の監査役会10回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(i) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

14,500千円

(ii) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

14,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円以上であらかじめ定めた額または法令が定める額のいずれか高い額としております。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、平成18年5月26日開催の取締役会において下記のとおり基本方針を定めました。その後平成27年5月14日開催の取締役会において一部を改訂いたしました。改訂後の内容は下記のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を当社グループの役職員が法令・定款及び社会規模を遵守した行動を取るための行動規範として設ける。
- ② その周知・徹底を図るため、経営企画室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同室を中心に役職員教育を行う。
- ③ 代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、経営企画室と連携の上、コンプライアンス体制遂行の状況を監視する。
- ④ 定期的にと取締役会及び監査役会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等については従業員が内部監査部門への直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置・運営する。
- ⑤ 当社グループは、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役ならびに内部監査部門は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
- ② 新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。
- ②社内規程に基づく会社の権限分配・意思決定ルールによる権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業連会議の効率化を実現するシステムを構築する。

(5)当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。
- ②グループ企業間との緊密な連絡体制の構築とグループ経営会議を開催し、担当部門より取締役会及び監査役会への報告を行う。
- ③各グループ会社が当社のコンプライアンス規定と同等の規程を制定することを通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を図る。
- ④各グループ会社からの内部通報は、当社の社長、監査役、外部弁護士等に直接通報できるものとする。

(6)監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役は、内部監査部門所属の使用人を監査役との連絡事務局とし、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その結果を監査役会に報告するものとする。
- ②監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ③当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得た上で決定するものとする。当該使用人の人事考課は監査役が行うものとする。

(7)取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- ①取締役または内部監査部門の使用人は、監査役会に対して、取締役会や当社経営会議、グループ経営会議等の法定の事項に加え、内部監査の実施状況、

コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

②報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会と代表取締役社長及び内部監査部門との間の定期的な会合を設定するとともに、連絡を密にすることで適宜課題抽出・解決案策定等の意見交換を行う。

②監査役会は会計監査人と、定期的な情報交換等の連携を図り会計監査人より会計監査内容の説明を受ける。

③当社グループは監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、必要なコンプライアンスについて、会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを行っております。

③内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	827,027	流 動 負 債	369,712
現 金 預 金	597,557	買 掛 金	51,003
売 掛 金	66,562	未 払 金	179,065
未 収 入 金	2,497	前 受 金	4,340
商 品 等	18,926	預 り 金	10,614
繰 延 税 金 資 産	101,458	未 払 法 人 税 等	41,127
そ の 他	40,025	賞 与 引 当 金	19,268
固 定 資 産	1,279,289	そ の 他	64,292
有 形 固 定 資 産	1,221,138	固 定 負 債	433,133
建 物 及 び 構 築 物	780,127	退 職 給 付 に 係 る 負 債	131,773
土 地	269,655	偶 発 損 失 引 当 金	272,564
そ の 他	171,355	そ の 他	28,795
無 形 固 定 資 産	7,579	負 債 合 計	802,846
ソ フ ト ウ ェ ア	6,877	純 資 産 の 部	
そ の 他	702	株 主 資 本	1,306,512
投 資 其 他 の 資 産	50,572	資 本 金	100,000
投 資 有 価 証 券	10,900	資 本 剰 余 金	425,462
長 期 化 営 業 債 権	12,156	利 益 剰 余 金	792,936
破 産 更 生 債 権 等	754	自 己 株 式	△11,886
そ の 他	39,671	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△3,041
貸 倒 引 当 金	△12,911	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,041
資 産 合 計	2,106,316	純 資 産 合 計	1,303,470
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,106,316

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額	千円
売 上 高		2,964,260
売 上 原 価		1,084,677
売 上 総 利 益		1,879,582
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,470,576
営 業 利 益		409,005
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 賃 貸 料	25,209	
償 却 債 権 取 立 益	5,390	
そ の 他	5,209	35,813
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	85	
そ の 他	60	146
経 常 利 益		444,672
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,085	
新 株 予 約 権 戻 入 益	7,586	
受 取 保 険 金	23,643	35,316
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		479,989
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	52,315	
法 人 税 等 調 整 額	△50,816	1,499
当 期 純 利 益		478,489
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		478,489

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

科	目	金	額
			千円
株主資本			
資本金			
当期首残高		455,091	
当期変動額			
資本金の取崩		△355,091	
当期変動額合計		△355,091	
当期末残高		100,000	
資本剰余金			
当期首残高		186,500	
当期変動額			
資本金の取崩		355,091	
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替		△116,057	
自己株式の処分		△71	
当期変動額合計		238,962	
当期末残高		425,462	
利益剰余金			
当期首残高		198,388	
当期変動額			
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替		116,057	
親会社株主に帰属する当期純利益		478,489	
当期変動額合計		594,547	
当期末残高		792,936	
自己株式			
当期首残高		△11,918	
当期変動額			
自己株式の取得		△49	
自己株式の処分		81	
当期変動額合計		32	
当期末残高		△11,886	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	金 額
	千円
株主資本合計	
当期首残高	828,062
当期変動額	
資本金の取崩	-
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-
親会社株主に帰属する当期純利益	478,489
自己株式の取得	△49
自己株式の処分	9
当期変動額合計	478,450
当期末残高	1,306,512
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△5,813
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,771
当期変動額合計	2,771
当期末残高	△3,041
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△5,813
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,771
当期変動額合計	2,771
当期末残高	△3,041
新株予約権	
当期首残高	6,827
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,827
当期変動額合計	△6,827
当期末残高	-

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	金 額
純資産合計	千円
当期首残高	829,076
当期変動額	
資本金の取崩	-
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-
親会社株主に帰属する当期純利益	478,489
自己株式の取得	△49
自己株式の処分	9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,055
当期変動額合計	474,394
当期末残高	1,303,470

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

伊豆シャボテンリゾート株式会社

取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 毛 利 優 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 園 田 光 基 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊豆シャボテンリゾート株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊豆シャボテンリゾート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	50,888	流 動 負 債	16,873
現 金 預 金	46,737	買 掛 金	86
売 掛 金	278	未 払 金	9,241
前 払 費 用	2,489	未 払 法 人 税 等	950
そ の 他	1,383	未 払 費 用	1,360
固 定 資 産	509,075	預 り 金	534
有 形 固 定 資 産	175,219	賞 与 引 当 金	2,376
建 物 及 び 構 築 物	174,858	そ の 他	2,323
工 具 器 具 備 品	361	固 定 負 債	5,612
無 形 固 定 資 産	702	退 職 給 付 引 当 金	5,612
そ の 他	702	負 債 合 計	22,485
投 資 其 他 の 資 産	333,154	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	10,100	株 主 資 本	540,520
関 係 会 社 株 式	169,683	資 本 金	100,000
長 期 貸 付 金	145,276	資 本 剰 余 金	425,462
長 期 化 営 業 債 権	9,000	資 本 準 備 金	186,500
敷 金 ・ 保 証 金	7,480	そ の 他 資 本 剰 余 金	238,962
そ の 他	1,367	利 益 剰 余 金	26,944
貸 倒 引 当 金	△9,754	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,944
		繰 越 利 益 剰 余 金	26,944
		自 己 株 式	△11,886
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△3,041
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,041
資 産 合 計	559,964	純 資 産 合 計	537,478
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	559,964

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	166,639
売 上 原 価	12,169
売 上 総 利 益	154,469
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	140,807
営 業 利 益	13,661
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,223
償 却 債 権 取 立 益	5,390
連 結 納 税 個 別 帰 属 額 調 整 益	1,777
そ の 他	31
営 業 外 費 用	
連 結 納 税 個 別 帰 属 額 調 整 損	66,571
経 常 損 失	44,486
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	7,586
税 引 前 当 期 純 損 失	36,900
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△63,844
当 期 純 利 益	26,944

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

科	目	金	額
			千円
株主資本			
資本金			
当期首残高		455,091	
当期変動額			
資本金の取崩		△355,091	
当期変動額合計		△355,091	
当期末残高		100,000	
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		186,500	
当期変動額			
当期変動額合計		-	
当期末残高		186,500	
其他資本剰余金			
当期首残高		-	
当期変動額			
資本金の取崩		355,091	
其他資本剰余金から其他利益剰余金への振替		△116,057	
自己株式の処分		△71	
当期変動額合計		238,962	
当期末残高		238,962	
資本剰余金合計			
当期首残高		186,500	
当期変動額			
資本金の取崩		355,091	
其他資本剰余金から其他利益剰余金への振替		△116,057	
自己株式の処分		△71	
当期変動額合計		238,962	
当期末残高		425,462	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	金 額
	千円
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△116,057
当期変動額	
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	116,057
当期純利益	26,944
当期変動額合計	143,001
当期末残高	26,944
利益剰余金合計	
当期首残高	△116,057
当期変動額	
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	116,057
当期純利益	26,944
当期変動額合計	143,001
当期末残高	26,944
自己株式	
当期首残高	△11,918
当期変動額	
自己株式の取得	△49
自己株式の処分	81
当期変動額合計	32
当期末残高	△11,886
株主資本合計	
当期首残高	513,615
当期変動額	
資本金の取崩	-
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-
当期純利益	26,944
自己株式の取得	△49
自己株式の処分	9
当期変動額合計	26,904
当期末残高	540,520

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	金 額
	千円
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△5,813
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,771
当期変動額合計	2,771
当期末残高	△3,041
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,813
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,771
当期変動額合計	2,771
当期末残高	△3,041
新株予約権	
当期首残高	6,827
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,827
当期変動額合計	△6,827
当期末残高	-
純資産合計	
当期首残高	514,629
当期変動額	
資本金の取崩	-
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-
当期純利益	26,944
自己株式の取得	△49
自己株式の処分	9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,055
当期変動額合計	22,848
当期末残高	537,478

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月26日

伊豆シャボテンリゾート株式会社
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 毛 利 優 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 園 田 光 基 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊豆シャボテンリゾート株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げている事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

平成29年5月29日

伊豆シャボテンリゾート株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 白 石 孝 誼 ㊞

監 査 役 大 月 将 幸 ㊞

監査役（社外監査役） 大 箸 郁 夫 ㊞

監査役（社外監査役） 結 城 昭 二 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役北本幸寛氏、吉村浩太郎氏、金良姫氏、布村洋一氏、田中久信氏及び田中正和氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。あらためて取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	北本幸寛 (昭和45年6月14日生)	平成12年8月 ㈱ハートライン代表取締役就任 平成19年6月 ㈱クオント取締役就任 平成20年9月 ㈱クオント取締役退任 平成26年11月 当社代表取締役社長就任(現任) 【重要な兼職の状況】 ㈱伊豆シャボテン公園 取締役 ㈱FLACOCO 取締役	0株
2	吉村浩太郎 (昭和52年5月22日生)	平成26年11月 ㈱伊豆シャボテン公園代表取締役就任(現任) 平成28年6月 当社取締役就任(現任) 【重要な兼職の状況】 ㈱伊豆シャボテン公園 代表取締役	1,000株
3	金良姫 (昭和48年12月6日生)	平成26年11月 当社社外取締役就任(現任)	0株
4	布村洋一 (昭和37年7月7日生)	平成21年7月 ㈱クラスコンサルティング代表取締役就任(現任) 平成26年11月 当社社外取締役就任(現任) 【重要な兼職の状況】 ㈱クラスコンサルティング 代表取締役	500株
5	田中久信 (昭和21年11月8日生)	昭和40年3月 警視庁入庁 平成18年4月 警視昇任 平成19年3月 警視庁退職 平成19年4月 ㈱高島屋入社 平成24年5月 ㈱高島屋退職 平成24年6月 黒潮総合法律事務所相談役就任(現任) 平成26年11月 当社社外取締役就任(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の株 数
6	田中正和 (昭和26年5月8日生)	昭和58年4月 弁護士登録 昭和58年4月 松下照雄法律事務所入所 昭和62年4月 齋藤正和法律事務所開設同事務所代表 (現任) 平成24年6月 ㈱オーテック社外監査役就任 平成26年6月 エコナックホールディングス㈱ 社外取締役就任(現任) 平成26年11月 当社社外取締役就任(現任) 平成28年6月 ㈱オーテック取締役(監査等委員) 就任(現任) 【重要な兼職の状況】 エコナックホールディングス㈱社外取締役 ㈱オーテック取締役(監査等委員)	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 布村洋一氏、田中久信氏及び田中正和氏は社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者の選任理由

布村洋一氏は、既に約2年6ヶ月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

田中久信氏は、既に約2年6ヶ月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

田中正和氏は、既に約2年6ヶ月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、また弁護士の資格を有し、豊富なキャリアに基づく法律に関する専門知識を当社の経営に反映していただくことができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 当社は、布村洋一氏、田中久信氏、田中正和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、本総会において、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役大箸郁夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。あらためて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式 の 数
大 箸 郁 夫 (昭和35年9月26日生)	昭和59年4月 中野冷機(株)入社 平成11年7月 ㈱法学館入社 平成15年11月 司法試験合格 平成17年10月 東京弁護士会登録 平成22年7月 鎌倉橋法律事務所(旧川上綜合法律事務所) 入所(現任) 平成25年6月 当社監査役就任(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大箸郁夫氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、大箸郁夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 大箸郁夫氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 大箸郁夫氏は、弁護士の資格を有しており、豊富なキャリアに基づく法律に関する専門知識を当社監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、大箸郁夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、本総会において、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区南青山七丁目1番5号
島根イン青山
「パインコート」の間
T E L 03-3797-3399 (代表)

- 交通機関
- ・地下鉄銀座線（渋谷－浅草）・表参道駅下車
 - ・地下鉄千代田線（取手－本厚木）・表参道駅下車
 - ・地下鉄半蔵門線（押上－中央林間）・表参道駅下車
 - ・渋谷駅から都営バス（都01）系統
「新橋駅行き」ご乗車『青山学院中等部前』下車、
徒歩2分
 - ・新橋駅から都営バス（都01）系統
「渋谷駅行き」ご乗車『青山学院中等部前』下車、
バス停前
 - ・ハチ公バス『渋谷四丁目』下車、バス停前

